

公 告

技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第1条に規定する技能検定員審査及び規則第10条第1項に規定する教習指導員審査を次のとおり実施する。

令和7年8月27日

山 形 県 公 安 委 員 会
委 員 長 柴 田 曜 子

1 審査の種類

(1) 技能検定員審査

- ア 技能検定員審査（大型）
- イ 技能検定員審査（中型）
- ウ 技能検定員審査（準中型）
- エ 技能検定員審査（普通）
- オ 技能検定員審査（大特）
- カ 技能検定員審査（大自二）
- キ 技能検定員審査（普自二）
- ク 技能検定員審査（牽引）
- ケ 技能検定員審査（大型二種）
- コ 技能検定員審査（中型二種）
- サ 技能検定員審査（普通二種）

(2) 教習指導員審査

- ア 教習指導員審査（大型）
- イ 教習指導員審査（中型）
- ウ 教習指導員審査（準中型）
- エ 教習指導員審査（普通）
- オ 教習指導員審査（大特）
- カ 教習指導員審査（大自二）
- キ 教習指導員審査（普自二）
- ク 教習指導員審査（牽引）
- ケ 教習指導員審査（大型二種）
- コ 教習指導員審査（中型二種）
- サ 教習指導員審査（普通二種）

2 審査の期日及び場所

(1) 期日

令和7年10月7日（火）から10月21日（火）までの間において、前項の技能検定員審査及び教習指導員審査の種類ごとに別に指定する日

(2) 場所

天童市大字高掬1300 山形県総合交通安全センター

3 審査の申請手続

(1) 申請手続

審査を受けようとする者は、審査申請書（規則別記様式第1号）に山形県指定自動車教習所規程（昭和53年6月県公安委員会告示第15号）第5条第1項各号に掲げる書類を添えて、山形県警察本部交通部運転免許課（以下「運転免許課」という。）に提出すること。

(2) 申請の受付期間及び受付時間

令和7年9月11日（木）から同月18日（木）までの午前9時から午後4時まで

4 審査手数料

審査手数料は、山形県手数料条例（平成12年3月県条例第8号）第2条第2項第8号及び第10号に規定する額とする。

5 その他

詳細については、運転免許課（電話023（655）2150）に問い合わせること。